

大口町告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部建設課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月26日

大口町長 鈴木雅博

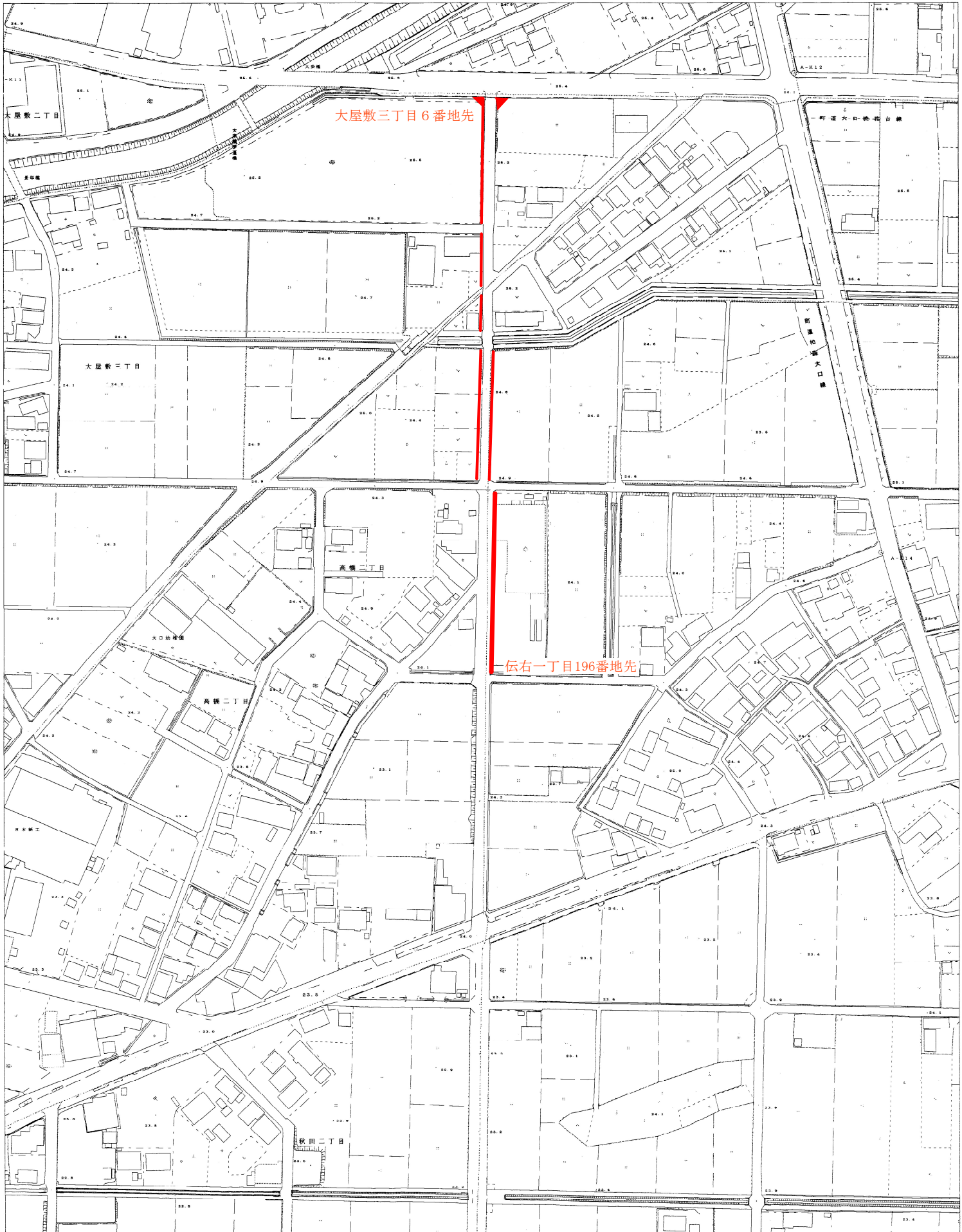
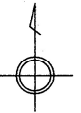
道路の区域変更

路線 番号	路線名	区 間	変更前 後の別	敷地幅員 (m)	延長 (m)
1121	秋田 21 号線	大屋敷三丁目 6 番地先から 伝右一丁目 196 番地先まで	変更前	6.50~10.8	296.8
			変更後	9.75~28.8	296.8

町道秋田21号線道路区域変更箇所図

都市計画基本図

変更箇所



1:2,500



大口町